

# ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

10月号

VOL. 041

いつもお世話になります。

10月1日に開業5周年を迎えました。ひとえに皆様のご支援のお陰と深く感謝しております。これを機会にスタッフ一同、日常業務を通して新たな気持ちで邁進する所存でございます。何卒倍旧のご支援、お引き立てを賜りますよう心よりお願いし、5周年のお礼とご挨拶を申し上げます。



## 今を生きる 先人の言葉

飛ぶためには  
抵抗がなければならぬ。

マヤ・リン  
(アメリカの芸術家)

## 三誓言

今日一日  
腹を立てない事

今日一日  
嘘を言わないこと

今日一日  
無駄にしない事

(種田 山頭火 元気手帳より)

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【新入社員紹介】



山田里江(やまだりえ) 10月1日から勤務させて頂いています。岐阜県立岐阜商業高等学校出身で不撓不屈の精神を学ばせて頂きました。これから高校で学ばせて頂いたことを活かせるよう日々精進して参りますのでこれからご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

# 知っとこ！「税務のママ知識」

## ～相続税と生命保険～

平成27年1月1日より相続税法改正が行われました。大きな変更点は

【改正前】基礎控除額=5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

↓

【改正後】基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

です。基礎控除額（相続税の対象から外れる金額）が減り、相続税を支払う範囲が増えます。例えば夫が亡くなり、その妻と子供が3人いると基礎控除額は、改正前は9,000万円でしたが、5,400万円になってしまいます。

ここで活用すべきは生命保険を使って、生命保険分を税金がかからないようにすることです。生命保険の受け取り金には相続税が非課税となる枠があります。

500万円×相続人の数（保険を受け取る人の数）

この枠内であれば生命保険の受取に相続税はかかりません。妻と子供3人の場合で総資産が8,800万円の場合、生命保険を活用しない場合だと相続税が680万円に対し、2,000万円の生命保険に加入し、子供3人が生命保険を相続する場合は、相続税が90万円になります。

もちろん税金は正しく支払わなければなりません。節税という意味で、生命保険を活用することも選択肢として考えてみてもよいのではないのでしょうか。

また、生命保険の種類、契約によって税金が変わってきますので一度加入されている生命保険を確認することも大切です。

（引用：保険コネクト）

## 事務所あれこれ日記

★誕生日のお祝いをしていただきました★

誕生日前日のサプライズに驚きとともに、あたたかい事務所のみなさんと働かせて頂いていることに感謝の気持ちでいっぱいになりました。 兒玉



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com